

第30回入善町農業委員会議事録

平成26年1月15日午後3時00分から第30回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 眞岩確成	10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 高見敏明	15番 野島浩	17番 福島信子
18番 若島せつ子			

欠席委員 1名

16番 米山義隆

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主任	田中優子
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第106号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第107号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第108号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第109号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

任期の7月まであとわずかとなってまいりました。中間管理機構など農政はこれからもめまぐるしく変わっていくと思いますが、皆さんと協力してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、2月には例年通り「認定農業者と農業委員会との意見交換会」を開催しますので、出席をお願いいたします。

それでは、本日も最後まで、慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

第30回入善町農業委員会を始めたいと思っております。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件

を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番寺崎委員と10番舟見委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第105号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第105号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、下山〇〇番、下山〇〇番、下山〇〇番、下山〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、合計面積は、10,749㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町下山〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業を行っています。農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において、800万円の特別控除を受けることができます。この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者が、農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

続いて、3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は居住地から車で1～2分で、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、年間を通して農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認め

られるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は233,754㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

今ほど話がありましたように、〇〇さんは大規模に農業をされており、対象農地は自宅からも近いので耕作にも適しています。売買にあたり、富山県農林水産公社の事業を利用した方が、税制面で優遇を受けられることから、今回の申請となりました。許可すべき案件と考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第105号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第106号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第106号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審

議を求めます。今回は2件の申請があります。

まず、申請番号1番。申請地は入善町下飯野〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は985㎡です。申請者は入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農家住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、芦崎地区の借地で住んでいますが、住宅が老朽化した上、平成20年の高波災害で浸水被害を受けたことから、海岸から離れた場所へ移転し住宅を新築する計画です。

移転先として、申請地は、自己が所有する農地であり、農業用倉庫が建っており、この倉庫と住宅との一体的利用や、海岸から離れた場所であることから今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、農業用倉庫、ハウス等として利用するため必要最小限の面積であり、既存の倉庫敷地15㎡と合わせた全体面積は1,000㎡となることから、面積基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われる。

申請地は、平成26年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて、申請番号2番。申請地は入善町青木〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は800㎡です。申請者は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農家住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、現在居住している農家住宅が老朽化したため、建て替えを計画していますが、現在の敷地は前面道路より約1mも低く、不便を感じているため、県道をはさんだ向かい側に新築移転する計画としたことから今回の転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、農作業小屋等として利用するため必要最小限の面積で、転用面積は1,000㎡以下となることから、面積基準を満たしています。また、現在の住宅は取り壊し、敷地は農地として利用する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われる。

申請地は、平成26年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書および、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上2件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

小澤委員

申請番号1番を確認しました。現在は借地であり、高波にも遭ったため海岸から離れた場所に家を建てたいとのことでした。申請地には、農機具を収納してある倉庫があり、それとの一体的利用や、農作業にも便利なよう、所有する田の近くで、ということで選定したそうです。許可してよい案件と考えます。

泉委員

申請番号2番です。基盤整備後、前面の道路の方が高くなってしまい、家から出にくく不便を感じていたそうです。また、雪や雨の時には住宅敷地に水がたまるため、移転して新築したいとのことでした。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第106号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第107号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第107号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は5件の申請があります。

まず、申請番号1番です。申請地は入善町東狐〇〇の計1筆、台帳地目は畑、現況地目は休耕地で、面積は105㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「公民館駐車場敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、宮坪地区の区長ですが、宮坪公民館の駐車場が現在10台分しかなく、祭礼や地区の会合などの際には、路上駐車が発生し、交通安全上大変危険な状況になっています。これを解消するため、区長が公民館に隣接する申請地を借り受けて、5台分の駐車場を整備する計画としています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「公民館駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、平成23年に敷地造成してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

続いて、申請番号2番です。申請地は入善町小摺戸〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は286㎡です。譲渡人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、両親、祖母と同居していますが、近く結婚予定であり、これを機会に住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親の面倒をみる考えであることから、実家の側で建設する必要があり、父から申請地を借り受けて今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車スペース、庭等として利用し、面積は286㎡であり、必要最小限と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成26年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号3番と4番は、同じ事業による申請ですので、合わせて説明いたします。申請地は入善町青木〇〇、青木〇〇、計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は2,385㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長です。転用目的は「工場立地用地」で、契約内容は所有権移転です。

申請者の入善町が町内企業の経営を支援するため、「工場立地用地」をあっせんし、「〇〇株式会社」が工場拡張に伴う駐車場敷地として利用する計画としています。事業者である〇〇株式会社は、現在ある工場が老朽化したことや、増産体制を強化したいことから、新工場を建設する計画としており、平成24年に、既存敷地の南側の農地を転用し、約100台分の駐車場を整備しましたが、新工場の規模が当初の計画より大きくなったため、さらに80台分の駐車場を確保する必要が生じたことから、申請地を新たに転用する計画としました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「工場立地用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、従業員の利便性を考慮すると、駐車場は工場から近いほうが便利であり、工場敷地に隣接した土地の中では、申請地以外には当該目的を達成できそうな第2種・第3種農地が存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は、平成26年1月27日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号5番です。申請地は入善町上野〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は355㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、両親や兄弟と一緒に生活していますが、近々結婚する予定であり、これを機会に住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親の面倒をみる考えであることから、実家の側で建設する必要があり、父から申請地を借り受けて今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車スペース、庭等として利用し、面積は355㎡であり、必要最小限と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成26年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書および、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上5件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番を確認しました。公民館の駐車場としての転用であり、これまで集会時に駐車場が不足して困っていたための申請で、申請地は道路等に囲まれており、周囲の農地に支障はなく、許可してよい案件と考え、確認印を押しました。

松原委員

申請番号2番です。事務局の説明のとおりであり、現地も確認しましたが、特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号3番、4番については、本来は青木地区なので、泉委員が担当ですが、当事者であるため、農業委員長として私が確認しました。〇〇株式会社の駐車場にするための転用ですが、いったん入善町が譲り受け、企業にあっせんするという申請で、いったん町の所有地になるため、既存地の拡張要件ではなく、集落接続要件での転用になっています。問題ありませんので、よろしく申し上げます。

中島委員

申請番号5番を確認しました。住宅会社の方が来られて、現地も確認しましたが、土地改良区の同意

書や、隣接耕作者の同意も得られており、許可してよい案件だと考えました。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

中島委員

一般的なことで確認ですが、確認印を受けるために、住宅会社の方などが来られる場合、申請者からの委任状を確認しなければならないものでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

県の常任議員会議で現地調査等を行うと、説明に来られるのは、まず、申請者ではありません。住宅会社や不動産業者、行政書士などです。やはり説明となると、排水計画などのように専門的な部分があり、申請者では説明ができませんから、実際には、資格を持った代理人が来られて説明をする、ということにならざるを得ないのでしょうか。

委任状については、できれば確認した方がいいのでしょうか。

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第107号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第108号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第108号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年1月15日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規12件、更新55件、合計67件の申請があります。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番。青木〇〇、地目は田、計1筆で面積は702㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号2番。高瀬〇〇、地目は田、計1筆で面積は1,676㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町下飯野新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町高瀬〇〇番地の〇〇さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号3番。高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇

○、地目はすべて田、計8筆で合計面積19,319㎡、貸付人は入善町高畠○○番地の○○さん分○○さん、借受人は入善町高畠○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号4番。笹原○○、笹原○○、笹原○○、笹原○○、笹原○○、地目はすべて田、計5筆で合計面積13,739㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町笹原○○番地の○○さん分○○さん外、借受人は入善町笹原○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号5番。板屋○○、地目は田、計1筆で面積は1,799㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町笹原○○番地の○○さん、借受人は入善町笹原○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号6番。板屋○○、地目は田、計1筆で面積は2,658㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町板屋○○番地の○○さん、借受人は入善町板屋○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号7番。小摺戸○○、地目は田、計1筆で面積は3,001㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町小摺戸○○番地の○○さん、借受人は入善町一宿○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり9,900円で期間は10年です。

申請番号8番については、申請取り下げとなったため、欠番です。

申請番号9番。荒又○○、荒又○○、地目はすべて田、計2筆で合計面積は1,628㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町荒又○○番地の○○さん、借受人は入善町荒又○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり9,900円で期間は10年です。

申請番号10番。荒又○○、地目は田、計1筆で面積は1,246㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町荒又○○番地の○○さん、借受人は入善町荒又○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号11番。舟見○○、地目は田、計1筆で面積は1,276㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見○○番地の○○さん、借受人は入善町舟見○○番地の○○さんです。借賃は0円で期間は10年です。

申請番号12番。舟見○○、地目は田、計1筆で面積は458㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見○○番地の○○さん、借受人は入善町舟見○○番地の○○さんです。借賃は10aあたり13,100円で期間は10年です。

申請番号13番。舟見○○、地目は田、計1筆で面積は858㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見○○番地の○○さん、借受人は入善町舟見○○番地の○○さんです。借賃は0円で期間は10年です。

続いて更新の利用権設定です。更新は件数が多いので、地区ごとに集計を報告させていただきます。

入善地区は5件、8筆、19,837㎡。

上原地区は5件、14筆、26,942㎡。

青木地区は2件、4筆、7,113㎡。

飯野地区は10件、20筆、42,031㎡。

小摺戸地区は4件、6筆、8,102㎡。

新屋地区は18件、42筆、80,685㎡。

櫛山地区は2件、4筆、9,258㎡。

横山地区は5件、11筆、18,370㎡。

舟見地区は3件、3筆、3,301㎡。

野中地区は1件、2筆、5,380㎡。

以上、更新の合計は、55件、114筆、221,019㎡です。

新規と更新合わせて、合計67件、138筆、269,379㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該

当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、今回の利用権設定は、新規、更新とも全て、人・農地プランの農地集積協力金の要件には、あてはまらないものです。

以上、67件の申請です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

若島委員

年貢が「0円」というのがありますが、地域性によるのでしょうか。田んぼの所有者は、土地改良区の賦課金等を支払う必要があると思いますが、それでも0円なのでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

年貢が「0円」ということで、無償でいいから田を管理してほしい、というのは、どこの地区でもあり得ることだと思います。

土地改良区の賦課金については、お互いの話し合いによって、土地の所有者が支払うか、耕作者が負担するか、決めているのでしょうか。

松原委員

農業公社を通した契約で賃借料が「0円」だと、公社は賃借料から手数料を徴収できないのではないのでしょうか。

酒井委員

手数料は発生しないと思います。賃借料を入金したり振り込んだりする事務が発生しないことになりますから、手数料は発生しないでしょう。

松原委員

もう1点確認ですが、年貢が「0円」でも、人・農地プランの農地集積協力金等の補助金の対象にはなるのでしょうか。

竹島事務局長

対象になります。協力金の要件は、農地利用集積円滑化団体を通すことですから、農業公社を通した契約であれば、賃借料の金額とは関係なく、対象になります。

綿委員

米価がこれだけ下がってくると、耕作に手のかかる変型田は引き受けない、ということも出てくるかもしれません。そうすると、農業公社等に相談して何とか耕作者を見つけてもらわないと、耕作放棄地になってしまう恐れがあります。

福澤委員

新たな耕作放棄地を発生させないことや、畦の草刈等、水田の維持管理を誰が行っていくか、そういった問題への対応も、農業委員には求められているのではないのでしょうか。

野島委員

私は農業委員になってまだ日が浅いので確認したいのですが、農業委員の職責は、どの範囲までなのでしょう。年貢が0円の契約のように、個人間の契約にまで立ち入っていいのでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

賃借料が0円の契約が発生することについて、農業委員として指導はできないでしょうが、それが要

因となって耕作放棄地が発生するということになれば、これは農業委員として指導・勧告等を行っていかねばなりません。

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第108号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、議案第109号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第109号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。平成26年1月15日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成25年12月16日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が5件、軽微変更の申請が1件あります。

まず受付番号1番。除外願出者は入善町神林〇〇番地、〇〇さん、譲受人は同じく入善町神林〇〇番地、〇〇さんで、譲受人は申請者の子の妻になります。除外対象地は、入善地区神林〇〇の内、地目は田、面積は419㎡で、除外後の用途は農家住宅敷地拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、農業経営規模拡大に伴い農作業所や農作業スペース、また、進入に便利のように宅道が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、神林の自作地を中心に水稲約2.5haを経営する認定農業者です。

昭和50年頃に、当時農業経営者であった〇〇さんが、乾燥機等設備の更新に当たり農作業所を建て替えましたが、その際、申請地にはみ出して建設し、さらに、田植えや籾摺り作業時には、隣接する農地に軽トラックを止めて作業を行うようになりました。

また、北側から進入する宅道が狭くて距離も長く、除雪等も大変であったため、県道から直接進入できて、建設した農作業所にも容易に進入できる申請地を、宅道として利用し始めました。

農地法の手続きをせずに利用してしまっていたため、始末書を添付して申請しています。

申請地は、農作業所、農作業所に隣接する農作業スペース、宅道として利用し、必要最小限の面積です。農作業スペースについては、現在農業用のトラックを含め、家族8人で9台の車を所有し、内3台は屋外の空きスペースに駐車していることから、簡易なカーポートを作り、農作業を行わない時は、駐車スペースとしても利用したいと考えています。

農家住宅敷地の拡張となり、拡張後の面積が1,848.91㎡と、1,000㎡を超えますが、農業経営規模の拡大を目指していること、大家族で車の所有台数も多く敷地が手狭であることから、必要な面積の拡張で

あり、事業の目的から見て申請面積は適正と認められます。

住宅敷地を拡張し農作業所敷地や農作業スペース等を確保する申請であるため、住宅敷地の隣接地である必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約2.5ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は2.5ヘクタールを維持する（農業経営面積1.6パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、今後、地元集落を中心に農地を集積していく計画で、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水に関して、側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、国営黒部川沿岸地区農業水利事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号2番。除外願出者は入善町下飯野新〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町入膳〇〇番地、〇〇〇〇号、〇〇さんで、申請者と譲受人は親子です。除外対象地は、飯野地区下飯野新〇〇の内、地目は田、面積は454㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長に伴い農家分家住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもが成長してきたため、父より申請地を借り受けて、実家の隣に農家分家住宅を新築する計画です。

申請地は既存の宅地に隣接し、住宅の面積基準である500㎡以内であり、住宅、カーポート、庭等として利用するため必要最小限の面積です。

譲受人は長男であり、将来、両親の世話をすることがあることから、実家の側で建設する必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水が確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる

面積が454㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、受付番号3番。除外願出者は入善町下飯野〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町下飯野〇〇番地、〇〇、神社です。除外対象地は、飯野地区下飯野〇〇の内、地目は田、面積は195㎡で、除外後の用途は境内地及び用悪水路です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、県道の改良工事により神社の移転敷地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

この案件は、県道 小摺戸・芦崎線の改良工事により、〇〇の敷地の一部が道路用地に当たることから、神社を道路から後ろに移転しなければならなくなったため、もとの敷地のすぐ裏にその移転用敷地を求めるものです。

既存地のすぐ裏には水路があるため、水路を付け替える必要も生じ、申請地は、境内地152.2㎡と、その東側に水路42.8㎡を設置するため、必要な面積です。

申請目的が、県道の改良による神社の移転用敷地であり、既存地の残地と合わせて移転用敷地を確保するものであるため、既存地の隣接地である必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は敷地全体として県道及び鉄道に面し集団的農地の端に位置すること、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約45.3ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は195㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は45.3ヘクタールを維持する（農業経営面積0.04パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、平成26年度の耕作に向けて新たに4.1ヘクタールの利用権設定を行い農業経営を拡大することから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水に関して、側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号4番。除外願出者は入善町五郎八〇〇番地、〇〇さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は、飯野地区五郎八〇〇の内、地目は田、面積は330㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、家族構成の変化に伴い農家分家住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったもので

あるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請者の〇〇さんは、現在、実家で同居していますが、町道に面した実家の向かいの自己所有地に自己の住宅を新築し、分家する計画です。

申請地は、住宅、カーポート、庭等として利用し、面積は330㎡と500㎡以内であり、必要最小限と認められます。

申請地は50m以内に宅地が存在し、幅員4m以上の町道に面し建築基準法の基準を満たしており、下水道にも接続可能です。

申請者は、将来的に両親の世話をしたいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は50m以内に宅地が存在し、町道に面し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水が確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約7.3ヘクタール）が所有し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は330㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は7.3ヘクタールを維持する（農業経営面積0.4パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、今後も地元集落を中心に農地を集積していく計画で、水稻を中心に、農業経営改善計画において平成29年度の経営面積15.0ヘクタールを目標に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が330㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

農振除外案件の最後になりますが、受付番号5番です。除外願出者は入善町上野〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は、柵山地区田ノ又〇〇、地目は畑、面積は257㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請者の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの出産を機会に、町道に面した実家の近くの自己所有地に、自己の住宅を新築する計画です。

申請地は、宅地と町道に囲まれた土地であり、下水道が整備され、住宅、車2台分の駐車場、庭等として利用するため必要最小限の面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらう必要があることから、実家の側で建設する必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は、既存の宅地に隣接し町道に面し集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が257㎡と小規模であることから、農用区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、入川沿岸地区県営かんばい事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上が農振除外5件です。

続いて軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。変更願出者は入善町一宿〇〇番地、〇〇さん、譲受人は同じく入善町一宿〇〇番地、〇〇さんで、申請者と譲受人は親子です。変更対象地は、小摺戸地区一宿〇〇の内、地目は田、面積は1,006㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用施設用地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農業経営規模の拡大により、新たな農業用施設が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、水稻・大豆を中心に、現在、約19haを経営する認定農業者です。

今後も経営規模を拡大していく計画ですが、現在ある農作業所では、米と大豆の両方の乾燥作業等を行っており効率が悪いいため、既存施設のある自宅の側に新たな農作業所を建設し、米専用の乾燥施設として効率的に利用したいと考えています。

申請地には、乾燥機、籾摺機、保冷库等を備えた米専用の農作業所を建設する計画で、屋外農作業スペース、農業用機械の保管場所も確保することとしており、必要最小限の面積と認められます。

申請地は、県道沿いの東側をビニールハウス用地として利用しているため、そこを除いた敷地とし、西側の残地が整形田となるように、敷地を確保します。

申請目的が農業用施設の建設であり、農業経営の関係から、既存の農業用施設に近い申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し既存の宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約18.8ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は18.7ヘクタールを確保する（農業経営面積0.5パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆を中心に規模拡大を続けており、平成26年度の耕作に向けて新たに0.3ヘクタールの利用権設定を行い農業経営を拡大することから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、農作業所兼農機具格納庫敷地等として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんばい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外5件、軽微変更1件の申請になります。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

農振除外の受付番号5番について、自己の所有地を自ら利用するということでしたが、申請者は、相続か何かで申請地を所有することになったのでしょうか。

事務局

申請地は、相続により、最近申請者の所有地になったところですが、相続登記も完了しています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんでしょうか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第109号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採択することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

冒頭の鍋嶋会長のあいさつにもありましたが、2月に、恒例の「認定農業者と農業委員会との意見交換会」を開催します。まだ日程は確定していませんが、2月25日、火曜日の午後1時30分からを予定していますので、スケジュールに入れておいてください。講師には、県庁農業経営課の伴副主幹に来ていただいて、中間管理機構関係の説明をお願いすることにしてあります。

後日改めて案内をお送りしますが、農業委員の皆様には、ご参加くださいますよう、よろしくお願ひ

いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等はありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見がないようですので、これをもちまして第30回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、平成26年2月12日 水曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後4時15分）